

平成17年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成17年国勢調査はその18回目に当たる。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成17年国勢調査は簡易調査である。

大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正9年・昭和5年・昭和15年）の調査事項としては男女・年齢・配偶関係等の人口の基本的属性及び産業・職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年・昭和10年）の調査事項としては、人口の基本的属性のみに限られていた。

戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査の調査事項には、人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅・人口移動・教育に関する事項が加えられ、簡易調査の調査事項には、人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

平成17年10月1日午前零時（以下、「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成17年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

調査の対象

国勢調査は、調査時において日本国内に常住している者について行った。

ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

調査の方法

調査にあたっては、調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯で記入したものを収集することによる。

調査事項

平成17年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

(1) 世帯員に関する事項

- ア．氏名
- イ．男女の別
- ウ．出生の年月
- エ．世帯主との続柄
- オ．配偶の関係
- カ．国籍
- キ．就業状態
- ク．就業時間
- ケ．所属の事業所の名称及び事業の種類
- コ．仕事の種類
- サ．従業上の地位
- シ．従業地又は通学地

(2) 世帯に関する事項

- ア．世帯の種類
- イ．世帯員の数
- ウ．住居の種類
- エ．住宅の床面積
- オ．住宅の建て方